



# 大分県正社員化促進支援奨励金のご案内

大分県正社員化促進支援奨励金は、国の「キャリアアップ助成金」と一体となって、非正規雇用労働者、障がい者の正社員化(賃上げ)を行う中小企業等の取組を支援する制度です。

- ・国の「キャリアアップ助成金(正社員化コース、障害者正社員化コース)」に上乗せ支給
- ・就職氷河期世代※を正社員化した場合は基本支給額をさらに加算



※ 就職氷河期世代：昭和43年4月2日～昭和63年4月1日までの間に生まれた方

キャリアアップ助成金(国)		大分県正社員化促進支援奨励金		国と県の支給額合計
コース・支給額(中小企業)		基本支給額	就職氷河期世代加算額	
正社員化コース	40～80万円	<b>5万円</b>	<b>5万円</b> 加算	最大90万円
障害者正社員化コース	45～90万円	<b>5万円</b>	<b>5万円</b> 加算	最大100万円

(支給額、加算額は一人あたりの金額)

## 国の制度概要(キャリアアップ助成金)

### ◆正社員化コース、障害者正社員化コース

- ・賃上げ(3%以上)を行い、有期雇用労働者等を正社員化(昇給、賞与又は退職金等を適用)後、6か月以上雇用した事業主に対して支給される

※キャリアアップ助成金の詳細は大分労働局助成金センターにお問い合わせください。

◎奨励金制度の詳細は、大分県ホームページで必ずご確認ください。

こちらからチェック



申請・問い合わせ先：

大分県商工観光労働部 雇用労働室 (県庁本庁舎7F)

TEL:097-506-3345 E-mail:a14330@pref.oita.lg.jp

支給の要件等は  
こちらへ

## 奨励金の主な支給要件



その他にも支給要件がありますので、必ず要綱をご確認ください。

- ◎ 厚生労働省の「キャリアアップ助成金」(正社員化コース、障害者正社員化コース)を受給したこと  
 ※正社員転換等の実施前に、キャリアアップ計画書を作成し、大分労働局へ提出する必要があります  
 ※キャリアアップ計画に基づき、令和6年4月1日以降に正社員転換等を行い、令和7年4月1日以降に正社員化コース等の支給決定通知を受けていること(1期、2期どちらでも可)
- ◎ 大分労働局管内に雇用保険適用事業所があること
- ◎ 就職氷河期世代の加算の対象者は、昭和43年4月2日～昭和63年4月1日の間の生まれとする 等



## 奨励金申請の流れ



▼国の「キャリアアップ助成金」に関するお問い合わせはこちら▼  
 大分労働局助成金センター TEL:097-535-2100

## 奨励金の申請書類

- ・ 大分県正社員化促進支援奨励金 支給申請書兼請求書(様式第1号)  
 ※オンライン申請をすることで様式第1号の提出を省略できます
- ・ 誓約書(様式第2号)
- ・ 「キャリアアップ助成金」正社員化コース等の支給決定通知書の写し
- ・ 「キャリアアップ助成金」正社員化コース等の支給申請書(様式第3号:第1面、別添様式1-1、1-2)の写し

◎奨励金の支給要綱、各種様式については、大分県ホームページで確認、ダウンロードしてください。

こちらからチェック

